

道路占用工事提出書類及び添付図書一覧表

別表-3

種類	添付図書等	備考	道路占用許可申請(変更)											届出			添付図書等の内容の解説		
			電線 添加	電柱 設置 (支線)	開削	推進	引込み 管(線)	排水 接続	共同収容 (目的変更 含む)	左記 以外の 物件	出来高 変更	工期 延期	権利 譲渡	更新	廃止・一般 承継・住所 変更	掘削工 事を伴う 廃止		軽微な 工事等	
申請 届出	申請書・届出書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 占用物の保守 ② 軽易な変更 ③ 緊急工事 ④ 試掘	占用物件欄の記載は、できる限り簡潔に行うものとし、元許可数量へ反映させた集計表の作成は義務づけのないものとする。なお、申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、 押印を省略 することができる。
	申請理由書	申請書の占用目的欄に記載																申請書の占用の目的欄に記載するものとし、添付図書としては不要とする。	
	数量内訳書	申請書の占用物件欄に記載																申請書の占用物件欄に記載するものとし、添付図書としては不要とする。	
	位置図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●		○	○		特に定めはないが、市原市の地形図(1/2500・白図)等で占用位置が判るものとする。	
	平面図		○	○	○	○	○	○	○	○	☆		●		△			道路地下に埋設する場合、縮尺1/100～1/500程度を標準とし、 復旧の形状、本復旧又は仮復旧の別 を記すとともに、縮尺、方位、地名、道路構造物、設置する物件及び他の占用物件を明示(着色は任意)するものとする。また、道路地下に埋設しない場合、道路構造物、設置する物件及び他の占用物件を記載した縮尺のない略図の添付で対応できるものとする。	
	横断面図		△	○	○	○	○	○		△	☆		●		△		※標準断面図	道路地下に埋設する場合及び電柱の設置の場合、縮尺1/50～1/100を標準とし、道路構造物、設置する物件、他の占用物件、土被り等を記載するものとする。断面は、平面図1葉に標準的な場所1ヶ所とし、断面が大きく変化する場合は、適宜必要な位置とするものとする。なお、断面には、掘削幅を記入するものとする。また、電線の添架及び横断電線の場合、平面図に路面高を記入することで横断面図は省略できるものとする。	
	縦断面図										☆							道路地下に埋設する場合であって、下水道管等勾配の関係あるもの、あるいは断面が大きく変化する場合、例えば横断構造物等との離隔を示す必要があるものについては添付図書として必要とし、縮尺1/100～1/500程度を標準として、道路構造物、設置する物件、他の占用物件及び土被り・離隔を記載するものとする。なお、前記以外の物件の場合、添付図書は不要である。	
	構造図				△	△					☆							マンホール、弁類等特定の場合のみ必要とし、断面図へ記載あるいは規格を記号化できるものについては、道路管理者に事前に提出し、一括承認を受けることで添付図書としては不要とする。また、浅層埋設対象管路については、申請書の占用物件の構造欄にJIS等の規格を記載するものとする。	
	交通規制図	概略図を添付する場合、工事計画書提出時又は着工届時に、詳細図面を提出する	△	△	○	○	△	△	○	△						△		交通規制を伴う工事の場合、道路使用許可申請時に提出する図面と同一のものを添付するものとする。ただし、図面の作成時期等により占用許可申請時に同一のものを提出できない場合、申請時には、占有者独自に作成した略図(パターン図)等で対応することを認めるものとする。ただし、着手時には、施工計画書の一図書として、道路使用許可申請時提出した図面と同一のものを提出するものとする。道路地下に埋設しない場合は、略図等で対応できるものとする。	
	他の行政等の許可の写し	特殊な場合、申請書備考欄に記載(通常は不要)																水道法、下水道法、ガス事業法に基づく供給区域の許可や兼用工作物、橋梁添架時の河川法の許可、電気通信事業法による第一種電気通信事業の許可等が想定されるが、道路占用許可については、既存の事業者による多頻度の申請が多いことから、特殊な場合のみ、許可日、番号等を申請書の備考欄に記載するものとする。	
	復旧工法図	型名もしくは道路管理者による指示に従う旨等を申請書の道路の復旧方法欄への記載のみで可																道路占用工事共通仕様書等記載の埋戻し(山砂等)及び舗装構成の型名(○○舗装)、原形復旧あるいは道路管理者による指示に従う旨等を、申請書の道路の復旧方法欄に記載することにより、添付図書としては不要とする。	
	現況写真		○	○	○	○	○	○	△	△						○	△		占用箇所(道路等)の状況が確認できる写真に、占用位置及び掘削範囲・本復旧範囲等を確認できるように記入する。
	他の管理者との協議結果	申請書の備考欄に道調番号等を記載																	添付図書としては不要とし、道路工事調整会議に資料が提出された工事については、調整番号を、同会議に資料が提出されない突発工事については、占有事業者等との個別協議が必要なため、協議結果の要旨を、申請書の備考欄に記載するものとする。なお、議事録の写しも不要とする。
	構造計算書	特殊な場合以外不要			△	△					△								大規模工事及び特殊工法等で道路管理者が必要とした場合は提出する。
埋戻土の土質試験結果	良質土又は改良土が対象				△	△	△	△		△					△			良質土又は改良土で埋戻しを行う場合は、市原市道路占用工事共通仕様書記載の試験方法による試験結果を添付する。	
承諾書・契約書等	必要な場合、申請書備考に内容記載												△					申請書の備考欄に内容を記載することにより、写し等は、添付図書としては不要とする。なお、共同収容については、許可基準を満足する契約等であることを記載する必要がある。譲渡・一般承継は、必要に応じて確認できる書類の添付する。	
着手	着手届		△※1	○	○	○	○	△※1	○	△※1					○			着手届により、着手に係る内容を通知するものとする。なお、道路端や法面等の掘削工事で道路(車道・歩道)の舗装復旧を伴わない場合、提出不要とする。なお、申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、 押印を省略 することができる。	
	道路使用許可書の写し	使用許可に係る番号、条件等通知			△	△												大規模工事及び特殊工法等で道路管理者が必要とした場合は提出する。	
工事 計画 書	土留工法図				○	○													
	仮設工法図				△	△													
	試掘調査図					△													
	交通規制図	申請時に詳細な図面が提出されない場合は必要				△	△											工事計画書の提出は、本管理設工事及び特殊工法等で道路管理者が認めた大規模工事を対象とし、道路占用工事共通仕様書で明記した図書及び左記の図書を添付すること。ただし、官公庁発注の工事については、施工管理レベルが同一であるため、提出を要しない。	
	工事実施工程表					○	○							○					
薬液注入計画書	地盤改良含み施工する場合以外は不要				△	△													
完 工	完成届		△※1	○	○	○	○	○	△※1						○	△※1		道路地下に埋設あるいは撤去する工事(路面復旧まで)が完了した場合、完成届により、完成に係る内容を通知するものとする。この際、管の埋設(撤去)～路面復旧に至る工程毎の写真の添付を必要とした(ただし、立抗がすべて民地の場合不要)、推進・シールド工事については、縦横断測定表を提出するものとする。	
	位置図		△	○	○	○	○	○	△						○	△		なお、申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、 押印を省略 することができる。	
	許可書の写し		△	○	○	○	○	○	△						○	△			
	工事写真	デジタル写真可とする。ただし、鮮明で施工状況が確認できるもの	△	○	△※2	○	○		△						○	△			
	縦横断測定表					○													

【凡例】

○添付が必要のもの △特定の場合等、道路管理者の判断で添付(提出)をもとめるもの ☆変更図面のみ添付する ●更新時に変更等があるもの
 空欄は添付を不要とするもの

※1 道路端や法面等で舗装復旧を伴わないものは、着手届及び完成届(添付書類含む)の提出は不要とする。

※2 管(函)材、道路掘削部(立孔部)及び舗装復旧の施工状況等の写真を提出する。ただし、推進工の写真は不要とする。

→ 廃止に伴う原状回復(法40条)工事が必要な場合は、黄色の枠内の添付図書が必要になる。